

騒音に係る特定施設

番号	法律	条例
1 金属加工機械	圧延機械(原動機の定格出力の合計が22.5kW以上のものにかぎる。)	圧延機械(原動機の定格出力の合計が22.5kW以上のものにかぎる。)
	製管機械	製管機械
	ベンディングマシン(ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。)	ベンディングマシン(原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。)
	液圧プレス(矯正プレスを除く。)	液圧プレス
	機械プレス(呼び加圧能力が294kN以上のものに限る。)	機械プレス
	せん断機(原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。)	せん断機(シヤーリングマシン。原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。)
	鍛造機	鍛造機
	ワイヤーフォーミングマシン	ワイヤーフォーミングマシン
	ブラスト(タンブラスト以外のものであつて、密閉式のものを除く。)	ブラスト
	タンブラー	タンブラー
	切断機(といしを用いるものにかぎる。)	
		製鋌機
		製釘機
		高速切断機
	平削盤	
	型削盤	
	研磨機	
	自動やすり目立機(原動機の定格出力が1.5kW以上のものにかぎる。)	
2 圧縮機	空気圧縮機及び送風機(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)	圧縮機(原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る)
3 送風機		送風機(排風機を含み、原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。)
4 粉碎	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力7.5kW以上のものに限る。)	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機
		食品加工用粉碎機 その他の用に供する粉碎機(破碎機及び摩砕機を含む。)
5 繊維機械	織機(原動機を用いるものに限る)	織機(原動機を用いるものに限る)
		紡績機械
		編組機 撚糸機
6 建設用資材製造機械	コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る。)	コンクリートプラント
	アスファルトプラント(混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。)	アスファルトプラント
7 穀物用製粉機	穀物用製粉機(ロール式のものであつて、原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)	

騒音に係る特定施設

番号	法律	条例
8 木材加工機械	ドラムバーカー	ドラムバーカー
	チッパー(原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。)	チッパー
	碎木機	碎木機
	帯のこ盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力15kW以上のもの 木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。)	帯のこ盤(原動機の定格出力が0.75kW以上のものに限る)
	丸のこ盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力15kW以上のもの 木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。)	丸のこ盤(原動機の定格出力が0.75kW以上のものに限る)
	かな盤(原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。)	かな盤(原動機の定格出力が0.75kW以上のものに限る)
9 抄紙機	抄紙機	抄紙機
10 印刷機械	印刷機械(原動機を用いるものにかぎる。)	印刷機械(原動機を用いるものにかぎる。)
11 合成樹脂用射出成形機	合成樹脂用射出成形機	合成樹脂用射出成形機
12 鋳型造成機	鋳型造成機(ジヨルト式のものに限る。)	鋳型造成機
13 ニューマチックハンマー		ニューマチックハンマー
14 ロール機		ロール機
15 自動製びん機		自動製びん機
16 ドラムかん洗浄機		ドラムかん洗浄機
17 ロータリーキルン		ロータリーキルン
18 コルゲートマシン		コルゲートマシン
19 重油バーナー		重油バーナー(重油使用量が毎時15L以上のものに限る。)
20 走行クレーン		天井走行クレーン(原動機の定格出力の合計が7.5kW以上のものに限る。)
		門型走行クレーン(原動機の定格出力の合計が7.5kW以上のものに限る。)
21 集じん装置		集じん装置
22 冷凍機		冷凍機(原動機の定格出力の合計が7.5kW以上のものに限る。)
23 原動機(船舶又は車両等の原動機として使用されるものを除く。)		ディーゼルエンジン(定格出力7.5kW以上のものに限る。)
		ガソリンエンジン(定格出力7.5kW以上のものに限る。)
24クーリングタワー		クーリングタワー(原動機の定格出力が0.75kW以上のものに限る。)
25 営業を目的として設置される原動機付二輪車(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第9号に規定する自動車のうち自動二輪車及び同条第10号に規定する原動機付自転車並びにこれらを改造したものをいう。)		営業を目的として設置される原動機付二輪車(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第9号に規定する自動車のうち自動二輪車及び同条第10号に規定する原動機付自転車並びにこれらを改造したものをいう。)

振動に係る特定施設

番号	法律	条例
1 金属加工機械		圧延機械(原動機の定格出力の合計が22.5kW以上のものに限る。)
		製管機械
	減圧プレス(矯正プレスを除く)	減圧プレス
	機械プレス	機械プレス
	せん断機(原動機の定格出力が1kW以上のものに限る。)	せん断機(シャーリングマシン、原動機の定格出力が1kW以上のものに限る。)
	鍛造機	鍛造機
	ワイヤーフォーミングマシン(原動機の定格出力が37.5kW以上のものに限る。)	ワイヤーフォーミングマシン
2 圧縮機	圧縮機(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)	圧縮機及び送風機(原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。)
送風機		
3 粉砕機	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)	粉砕機(原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。)
		ア 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機
		イ 食品加工用粉砕機
		ウ その他の用に供する粉砕機(破碎機及び摩砕機を含む。)
4 織機	織機(原動機を用いるものに限る。)	織機(原動機を用いるものに限る。)
5 コンクリート製品製造機械	コンクリートブロックマシン(原動機の定格出力の合計が2.95kW以上のものに限る。)	コンクリートブロックマシン(原動機の定格出力の合計が2.95kW以上のものに限る。)
	コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械(原動機の定格出力の合計が10kW以上のものに限る。)	コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械(原動機の定格出力の合計が10kW以上のものに限る。)
6 木材加工機械	ドラムバーガー	ドラムバーガー
	チップパー(原動機の定格出力が2.2kW以上のものに限る。)	チップパー
7 印刷機械	印刷機械(原動機の定格出力2.2kW以上のものに限る。)	印刷機械(原動機の定格出力2.2kW以上のものに限る。)
8 ゴム練用又は合成樹脂用のロール機	ゴム練用又は合成樹脂用のロール機(カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30kW以上のものに限る。)	ゴム練用又は合成樹脂用のロール機(カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30kW以上のものに限る。)
9 合成樹脂用射出成形機	合成樹脂用射出成形機	合成樹脂用射出成形機
10 鋳造型機	鋳造型機(ジョルト式のものに限る。)	鋳造型機(ジョルト式のものに限る。)
11 冷凍機		冷凍機(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)